

大阪市新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について

令和 7 年 8 月 2 5 日

新型インフルエンザ等対策有識者会議

危機管理室危機管理課

健康局保健所感染症対策課

大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画の法的根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

第1条 (抜粋)	新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症法その他法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において <u>国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的</u> とする。
第8条 第1項	市町村長は、 <u>都道府県行動計画に基づき</u> 、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。



特措法が制定され、「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年1月に策定している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号)

第10条 第14項	保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。
--------------	---



令和4年12月の改正感染症法に基づき、「大阪市感染症予防計画(初版)」を令和6年3月に策定

《大阪市》

	新型インフルエンザ等対策行動計画	感染症予防計画
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
目 的	国民の生命及び健康を保護、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化	感染症の発生予防及びまん延防止により、公衆衛生の向上及び増進を図る
対象となる 感染症	・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症	・ 一類～五類感染症 ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症
策定期期	平成26年1月 ※直近改定(一部)：令和5年5月	令和6年3月

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定のポイント

- 政府行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの
- 有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針を作成し、対応を行う

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約 10年ぶり 、初の 抜本改定 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の 呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、 情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 準備期の取組を充実 ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来）や検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	各分野横断的な取組として5つの視点を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年※ごとの改定 を明記 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(改定版)の概要

各論13項目の概要

①実施体制

- ・国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断・実行

⑤水際対策

- ・国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施

⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、住民の生命と健康を保護する
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、栄養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施

⑫物資

- ・感染症対策物資等※が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

※医薬品、医療機器、個人防護具等

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、国民等が適切に判断・行動
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスク管理体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、重点感染症を対象としたワクチンの研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・予防接種事務のデジタル化やリスクミを推進

⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査立上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・国等は影響緩和のため必要な対策・支援※を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)の概要

新型インフルエンザ等対策行動計画

- 特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。※府行動計画は、H25.9策定
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックや法改正等を踏まえ、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定(R6.7)
- 国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施。

【計画に基づく対策の目的(現行計画から変更なし)】

1 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負担を軽減
- ・患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。等

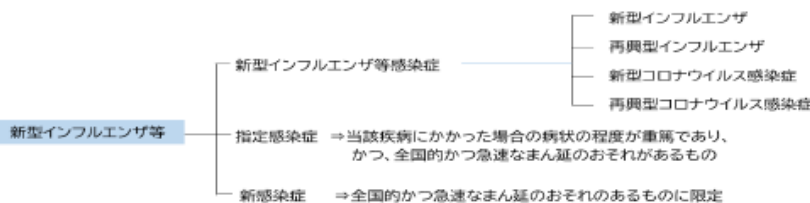
2 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施等

<政府行動計画改定のポイント>

新型コロナ対応等での課題	政府行動計画改定内容(R6.7)
(1) 平時の備えの不足 ①主に新型インフルエンザを想定した計画 ②検査体制や医療提供体制の立ち上げ ③国からの情報共有や特措法運用に当たって都道府県との連携	(1) 平時の準備の充実 ①新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた計画 ②都道府県知事と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備 ③都道府県等と連携した平時より実効性のある訓練を定期的実施
(2) 変化する状況への対応の課題 ①変異等による複数の波への対応と長期化 ②対策の切り替えのタイミング(情報収集・分析、それに基づく判断を行う体制やプロセスが未整理) ③社会経済活動とのバランス	(2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え ①中長期的に複数の波が来ることを想定 ②状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な切替え ③・対策項目の拡充(6項目→13項目)と記載の充実 ・対策項目ごとに3区分(準備期、初期期、対応期)に再設定の上、準備期の取組を充実 ・有事(※)のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載 (※)初期期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 対応期 封じ込めを念頭に対応する時期／ 病原体の性状等に応じて対応する時期／ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期／ 特措法によらない基本的感染症対策へ移行する時期
(3) 情報発信の課題 ①情報発信や情報共有の体制や方法などが未整理 ②差別・偏見の発生や偽・誤情報の増幅	(3) 情報発信の強化 平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等

行動計画の対象となる感染症



※感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

- 政府行動計画改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、府独自の取組も含めて計画を抜本的に改定。
- 大都市圏である府においては、感染・療養状況等を踏まえ、府独自のまん延防止対策が必要。
- おおむね6年ごとの政府行動計画改定に係る検討を踏まえ、必要に応じ、府計画を見直し。

<改定(素案)の大きな変更点(一部抜粋)>

I 情報収集・分析に基づくリスク評価

→2 情報収集・分析

- ・府及び大安研によるリスク評価と、それに基づく柔軟かつ機動的な対策の切替(国や国立健康危機管理研究機構、医療機関、大阪公立大学大阪国際感染症研究センターや大阪大学感染症総合教育研究拠点等と連携)

II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

→4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・科学的根拠等に基づいた正確な情報を府民等に迅速に提供
- ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、府民等の適切な判断・行動を促進

III まん延防止

→6 まん延防止

- ・リスク評価に基づく、感染症の特徴等や府民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施
 - ・対応者別(患者や濃厚接触者、府民、事業者、施設、学校等)
 - ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)

IV 医療、検査、保健

→8 医療、10 検査、11 保健

- ・医療機関や民間検査会社等との協定に基づいた検査・医療療養体制の整備等(検査体制について、大安研は、民間検査会社参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化)
- ・感染症に関する人材の養成、資質向上
- ・保健所や地方衛生研究所の体制整備(大阪府感染症予防計画(第6版)や第8次大阪府医療計画と整合性を確保)

V 府民生活・府民経済

→13 府民生活・府民経済

- ・平時から、有事に備え、事業者や府民等に必要な準備(備蓄等)を推奨
- ・有事には、府民生活・府民経済の安定確保に必要な対策や支援

幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす

大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定版)の概要

* 既存計画との比較

◆特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画(策定:平成26年1月 直近改定:令和5年5月)

<計画に基づく対策の目的(現行計画から変更なし)>

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

<行動計画改定のポイント>

	現行計画	今回の改定計画
対象疾患	主に新型インフルエンザを想定	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた想定
対策時期	5期	3期(準備期・初動期・対応期)
対策項目	6項目	13項目

対策項目

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| ①実施体制 | ①実施体制 |
| ②サーベイランス・情報収集 | ②情報収集・ 分析 |
| ③情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発 | ③サーベイランス |
| | ④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション |
| | ⑤ 水際対策 |
| ④予防・まん延防止 | ⑥まん延防止 |
| | ⑦ ワクチン |
| ⑤医療 | ⑧医療 |
| | ⑨ 治療薬・治療法 |
| | ⑩ 検査 |
| | ⑪ 保健 |
| | ⑫ 物資 |
| ⑥市民生活・市民経済の安定の確保 | ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保 |

対策時期

未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、大阪府内では発生していない状態
府内発生早期	大阪府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	a 市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
	b 市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	c ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	d 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定版)の概要

- ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条の規定により、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画(策定:平成26年1月 直近改定:令和5年5月)
- ◆政府行動計画及び大阪府行動計画の抜本的改定を受け、市も策定以来初の抜本改定を実施

1 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

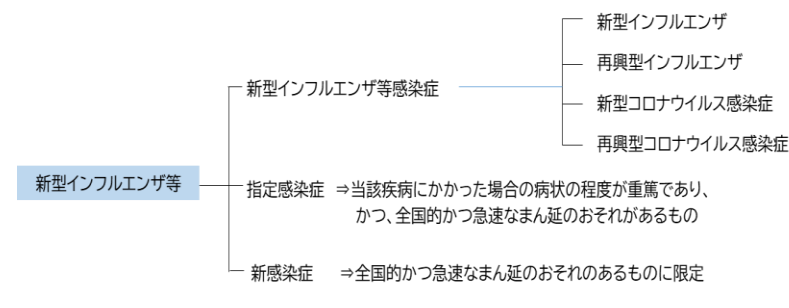
2 改定のポイント

幅広い感染症に対応	新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の 幅広い呼吸器感染症等 も念頭に、 中長期的に複数の波が来ることも想定
柔軟かつ機動的な対策の切替え	状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく 対策の柔軟かつ機動的な切替え
時期に応じた戦略	対策項目ごとに 3期(準備期・初動期・対応期) に再設定のうえ、 準備期の取組みを充実 有事のシナリオを整理(対応期は4時期に区分)
項目の拡充	対策項目を13項目に拡充 し、記載を充実

3 時期区分

準備期	初動期	対応期(基本的対処方針に基づく対応が実施されて以降)			
発生前の段階	発生の疑いを把握した時点から、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

4 対象となる感染症



5 構成

第1部	新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 ○目的及び基本戦略、考え方 ○幅広く対応できるシナリオ ○留意事項、役割分担、対策項目 ○実効性を確保するための取組み等
第3部	新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定版)の概要

＜13項目の主な取組＞

【凡例】＜新＞新規取組 ＜市独＞市独自の取組 ＜独＞府独自の取組

	準備期 (平時)	初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)	対応期 (基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)
第1章 実施体制	■行動計画、業務計画等の作成・変更 ■有事体制を構成する人員への研修等の実施 ＜新・市独＞	■市対策本部を設置し、対応方針を決定 ■全庁的な対応による必要な人員体制の強化 ＜新・市独＞	■各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備 ■府方針に基づく地域の実情に応じた対策の実施 ＜新・市独＞
第2章 情報収集・分析	■関係機関との連携によるリスク評価体制の整備 ＜新・独＞ ■FETPへの職員派遣等による感染症専門人材の育成・活用 ＜新・独＞	■情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の迅速な判断・実施 ＜新・独＞	■流行状況やリスク評価に基づき、感染症対策の柔軟かつ機動的な切替え ＜新・市独＞
第3章 サーベイランス	■平時の感染症サーベイランスの実施 ■感染症サーベイランスに関係する人材育成や確保 ＜新・市独＞	■有事の感染症サーベイランスの開始	■流行状況に応じたサーベイランスの実施
第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ＜新・市独＞	■基本的な感染対策等の市民等への情報提供・共有 ■偏見・差別等や偽・誤情報に関する市民等への啓発 ＜一部・新・独＞	■双方向のリスクコミュニケーションの実施(コールセンター設置や市民の意見等の把握) ＜新・独＞	■病原体の性状等に応じて変更する対策についての市民等への情報提供・共有 ＜新・独＞
第5章 水際対策 ＜新・市独＞	■会議や研修、訓練等を通じた検疫所等との連携体制の構築 ＜独＞	■検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置	■府を通じて国に対する健康観察の代行要請 ＜新・市独＞
第6章 まん延防止	■想定される対策や意義の市民や事業者等への周知広報、理解促進 ■基本的な感染対策の普及や学校、高齢者施設等による基本的な感染対策の実施	■感染症法に基づく入院勧告等の対応 ■健康危機対処計画に基づく対応の準備 ＜新・独＞	■感染症の特徴、感染状況や市民生活・市民経済への影響を踏まえたまん延防止対策の実施 ■時期に応じたまん延防止対策の実施 ＜新・市独＞
第7章 ワクチン ＜新・市独＞	■医療関係団体等と連携した接種体制構築に向けた準備 ＜新・市独＞ ■科学的根拠に基づく予防接種の啓発、理解促進 ＜新・独＞	■接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保 ＜新・市独＞	■住民接種等の実施と感染状況を踏まえた接種体制の拡充 ＜新・一部独＞ ■副反応に関する相談窓口の検討 ＜新・一部独＞
第8章 医療	■感染対策向上加算届出医療機関等との連携強化 ＜新・市独＞ ■患者等の移送のための車両の確保等の体制整備 ＜新・市独＞	■受診調整等を行う相談センターの設置	■健康観察や配食等のサービスの提供による生活支援の実施 ＜新・市独＞
第9章 治療薬・治療法 ＜新・市独＞	■国が示す診療方針等に基づく治療薬・治療法等の感染症指定医療機関等に対する情報提供 ＜新・市独＞ ■府と連携した抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時への対応		■国が示す診療方針等に基づく治療薬・治療法等の協定締結医療機関等に対する情報提供 ＜新・市独＞
第10章 検査 ＜新・市独＞	■大安研や保健衛生検査所における検査体制の整備 ＜新・市独＞	■大安研や保健衛生検査所を中心とした検査の実施 ＜新・市独＞	■検査措置協定等に基づく検査体制の拡充 ＜新・市独＞
第11章 保健 ＜新・市独＞	■有事体制を構成する人員の確保と研修等の実施 ＜新・市独＞ ■健康危機管理保健師の配置など、有事に迅速に保健所へ参集できる体制の整備 ＜新・市独＞	■健康危機対処計画に基づく有事体制への移行準備 ＜新・市独＞	■健康危機対処計画に基づく有事体制の確立 ＜新・市独＞ ■業務の一元化や外部委託等による業務効率化の推進 ＜新・市独＞
第12章 物資 ＜新・市独＞	■感染症対策物資等の備蓄		■感染症対策物資等が不足するおそれがある場合、府への必要な対応の要請
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保	■市民や事業者に対する、柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨 ＜新・市独＞	■生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け ＜新・市独＞	■生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け ＜新・市独＞ ■心身への影響に関する施策、教育及び学びの継続に関する支援 ＜新・市独＞ ■国の方針に基づく事業者支援 ＜新・市独＞

大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定スケジュール

	R7 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	4月	5月
大阪市 行動計画		素案作成					案作成				パブ コメ		◎ 改定		▲ 議会 報告
有識者 会議						★ 本日			★ 次回				(★)		
大阪府	★ 策定					※1 意見 聴取									※2 報告

※1…特措法第8条第3項(他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該団体の長の意見を聴かなければならない)

※2…特措法第8条第4項(行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない)